**様式第２号（第18条関係）**

多摩産材認証利用事業者認定申請書

年　　　月　　　日

多摩産材認証協議会長　殿

（申請者）

住　　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　多摩産材認証制度実施要領第18条の規定に基づき、多摩産材認証利用事業者に認定されたく申請します。

記

１　登録種別　：　利用事業者

２　電話番号

３　FAX番号

４　管理責任者氏名

５　既登録事業者（取引実績あり）の推薦書

６　分別管理の場所とその方法※１

1. 分別管理の場所や方法、入荷、在庫、販売等の情報管理などの状況若しくは計画がわかる資料を添付してください。
2. 会社概要（主な取扱商品、販売先、年商、従業員数等）がわかる資料を添付してください。
3. 必要に応じて、追加の資料提出をお願いすることもあります。

**様式第４号（第18条関係）**

**誓　　　　約　　　　書**

多摩産材認証協議会長　殿

　私は、多摩産材認証制度実施要領第15条に基づく「利用事業者の責務」を遵守

することを誓約します。

（利用事業者の責務）

第15条

利用事業者は、それぞれの立場で持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

２　登録事業者及び消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

３　第26条に基づき協議会が行う検査に協力しなければならない。

　　　　　　　年　　　月　　　日

（申請者）

住　　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**別紙５（第16条第１項（１）関係）**

年　　　月　　　日

多摩産材認証協議会

会長　　　　　　　　　　　殿

認定の業種：

登録事業者認定番号：

事業者名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地：

多摩産材認証利用事業者の推薦について

　下記の者を、多摩産材利用事業者として推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事業者名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地：

電話：

**別紙６（第25条第１項（２）の②関係）**

＜ 刻　　印 ＞



**別紙７（第25条第１項（４）の②関係）**

＜ 多摩産材証明印規格 ＞

多摩産材証明印の規格は次のとおりとする

**この材は、多摩産材（東京の木）であることを証明する。**

**多摩産材認証協議会**

**認定番号　　△△△△**

**事業者名　　〇〇〇〇〇〇**

※証明印の色：　朱色

**別紙８（第25条第１項（４）の⑤関係）**

＜ 認証シール（マーク） ＞



**別紙11（第27条関係）**

多摩産材認証制度に関わる認定料等の徴収規程

多摩産材認証制度実施要領第27条に定める認定料、更新認定料及びシール販売手数料等については、この規定に定めるところによる。

（認定料等の金額）

第１条

　認定料等の金額はつぎのとおりとする。

（１）認定料　　　　　 登録事業者　　　　　　　　　３０，０００円

ただし森林組合　 １００，０００円

利用事業者 　　　　　　　３０，０００円

（２）更新認定料　 登録事業者　　 　　　　　　５，０００円

ただし森林組合　　 １０，０００円

利用事業者　　　　　　　　５，０００円

（３）シール販売手数料　　１枚当たり　　　　　　３０円

（認定料等の徴収の対象者）

第２条

　認定料及び更新認定料は、当面の間、製材業者、森林組合及び利用事業者から徴収する。

（認定料の徴収の免除）

第３条

認定料を納付した登録事業者が利用事業者を兼ねる場合は、利用事業者としての認定料の徴収は免除する。ただし、更新認定料については、登録事業者と利用事業者のそれぞれの金額の合計を徴収する。

（認定料等の納付）

第４条

（１）認定料は、認定時に納付する。

（２）認定更新料は、認定の翌年度から毎年４月に納付する。

ただし、認定の抹消、取消しによる減額は行わない。

（使用料の金額）

第５条

　利用事業者が「とうきょうの木」愛称マークの使用に支払う使用料は、令和７年３月31日までの間は無料とする。

（使用料の徴収の対象者）

第６条

　使用料は、販売を目的とする商品に愛称マークを使用する利用事業者から徴収する。

（使用料等の納付）

第７条

（１）使用料は、使用承認時に納付する。

（２）承認の取消しや製造個数の減少等による返金は行わない。

附則　　この規程は、平成18年２月23日から施行する。

附則　　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附則　　この規程は、平成20年12月８日から施行する。

附則　　この規程は、令和４年３月15日から施行する。